

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成○年○月、A県B市所在の会社Cに入社し、工事現場において左官の業務に従事していた。

請求人は、平成○年○月○日午前1時10分頃、D線E駅構内において、モルタル袋3袋（1袋当たりの重量約10キログラム）を台車から持ち上げようとしたところ腰部に痛みを感じ、翌○日F病院に受診し「腰椎椎間板ヘルニア」と診断され、複数の医療機関で治療を継続した結果、平成○年○月○日に治ゆ（症状固定）した。

請求人は、治ゆ後障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は残存する障害が労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第12級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたところ、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第12級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、意見陳述書において、要旨、右足のしびれや痛み、麻痺が残り、一定距離の歩行しかできず、就労は不可能であるから障害等級第5級に該当する旨主張する。

(2) 請求人に残存する障害は、請求時の診断書では「歩行15分で耐えがたい右下肢の疼痛、シビレ感を生じる」であったところ、審査請求、再審査請求において提出した診断書を見ても「強い右下肢痛及び感覚鈍麻残存し」とあり、その変化は格別認められない。

(3) 当審査会としても、上記診断書を含め本件の一件資料を精査したが、請求人に残存する障害は「通常の労務に服することができるが、時には強度の疼痛のため、ある程度差し支えがあるもの」に相当し、障害等級第12級の12「局部にがん固な神経症状を残すもの」に該当するものとしたG医師の意見は妥当であると判断する。

3 以上のとおりであるので、請求人に残存する障害は、障害等級第12級を超えるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした障害等級第12級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。